

G X建設機械の認定に関する規程

令和5年10月16日付国官参イ第87号

(目的)

第一条 土木建築に関する工事及び河川、道路その他の施設の維持管理作業の用に供される機械（以下「建設機械」という。）であって、稼働時の二酸化炭素（CO₂）が無排出と認められるもの（以下「G X建設機械」という。）の型式についての認定（以下「型式認定」という。）等に関して必要な事項を定めることにより、国土交通省が実施する公共工事においてG X建設機械が使用されるための環境整備を図るとともに、カーボンニュートラルに資するG X建設機械の普及を促進し、もって建設施工において排出される二酸化炭素の低減及び我が国の国土強靱化に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この規程において「電費評価値」とは、別紙一に規定する電力消費量評価値算定要領に基づいて算定した電力消費量評価値をいう。なお、本規程は基準値等の整理を行い、令和12年度（2030年度）を目途に電費評価値の基準値を定めた規程への移行を予定する。

(G X建設機械の型式認定)

第三条 大臣官房参事官（イノベーション）は、型式認定を受けようとする者が次条の要件を備える場合、次の各号のいずれかに該当する建設機械をG X建設機械として型式認定することができる。

- 一 蓄電装置に充電された電気エネルギーを動力として電動アクチュエータを駆動する（以下「バッテリー式」という。）電動ショベル、電動ホイールローダ又は電動ホイールクレーン
 - 二 有線により外部から供給される電力を動力として電動アクチュエータを駆動（以下「有線式」という。）する電動ショベル、電動ホイールローダ又は電動ホイールクレーン
- 2 型式認定において、同一の型式として処理できる範囲は、別紙二に規定するG X建設機械の同一型式判定要領によるものとする。
- 3 大臣官房参事官（イノベーション）は、G X建設機械認定申請書（以下「認定申請書」という。）が提出された日から概ね3ヶ月以内にこれを審査して、型式認定を受けようとする者にその結果を通知するものとする。

(認定要件)

第四条 前条の規定による型式認定を受けようとする場合、次の各号のいずれかの要件を備えなければならない。

- 一 以下のいずれの要件も備えていること。
 - イ 型式認定を受けようとする者又は型式認定を受けようとする者の子会社（会社法第2条第3号で規定する子会社をいう。以下「子会社」という。）が建設機械の供給又は整備のために有する拠点（拠点の実態を有するものに限る）が別表一に定める各地域管内において各一拠点以上存在すること。ただし、型式認定を受けようとする者が申請に係る建設機械の製作を業とする者（以下「製作者」という。）である場合は当該建設機械を製作者から購入する契約を締結している者であって建設機械器具の販売又は賃貸を業とする者（以下「販売等事業者」という。）の拠点又は、型式認定を受けようとする者が代理店契約している者（以下「代理店事業者」という）が有する拠点（建設機械の整備をすることができるものに限る）を含めることができる。
 - ロ 型式認定を受けようとする者又は型式認定を受けようとする者の子会社が労働安全衛生法で規定する登録教習機関を有すること。ただし、型式認定を受けようとする者が製作者である場合は販売等事業者が有する登録教習機関を含めることができる。
- 二 型式認定を受けようとする者又は型式認定を受けようとする者の子会社が地方整備局等又は地

方公共団体と災害協定又はこれに相当する協定（建設機械類を災害時に提供することをその内容に含むものに限る）を申請日時点で1件以上締結していること。また、型式認定を受けようとする者の親会社（会社法第2条第4号で規定する親会社をいう。以下、「親会社」という。）が型式認定を受けようとする者の株式の全てを保有する場合は、当該親会社の災害協定実績を含めることができる。

（型式認定の申請）

第五条 第三条の規定による型式認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面を大臣官房参事官（イノベーション）に提出しなければならない。

- 一 認定申請書（様式一）
 - 二 申請に係る建設機械のエネルギー消費性能に関する諸元表（様式二の一、様式二の二、様式二の三）
 - 三 申請に係る建設機械の仕様書
 - 四 申請に係る建設機械の外観図
 - 五 駆動・回生等に係る電気系統全体を表すブロック図等
 - 六 申請に係る建設機械の電費評価値の算定に係る試験方法による試験結果記録表
 - 七 申請型式に属する建設機械のいずれもが均一性のある電力消費量であることの確認方法を証する書面
 - 八 申請者が申請に係る建設機械の製作を業とする者から当該建設機械を購入する契約を締結している者であって当該建設機械を販売することを業とする者（以下「販売者」という。）である場合には、申請に係る建設機械の製作を業とする者から当該建設機械を購入する契約書の写し
 - 九 申請者が販売者である場合には、当該申請行為及び第一号から第七号に係る書面の内容に関して製作者が同意することを証する書面
 - 十 次項から第四項に掲げる前条の要件に適合することを証する書面
 - 十一 その他大臣官房参事官（イノベーション）が型式認定に関し必要があると認める書面
- 2 前項第十号の書面のうち前条第一号イの要件に適合することを証する書面は次の各号に掲げるものとする。
- 一 建設機械供給整備拠点表（様式三の一）
 - 二 販売等事業者の拠点を様式三の一に記載する場合には申請に係る建設機械を製作者から購入する契約書の写し
 - 三 販売等事業者の拠点を様式三の一に記載する場合には当該拠点が供給又は整備の実態を備えていることを証する契約書等書面の写し
 - 四 代理店事業者の拠点を様式三の一に記載する場合には代理店契約書の写し
 - 五 代理店事業者の拠点を様式三の一に記載する場合には当該拠点が建設機械の整備の実態を備えていることを証する契約書等書面の写し
- 3 第一項第十号の書面のうち前条第一号ロの要件に適合することを証する書面は次の各号に掲げるものとする。
- 一 登録教習機関に関する表（様式三の二）
 - 二 様式三の二に記載した登録教習機関が都道府県労働局長による登録を受けていることを証する書面
 - 三 第四条第一号ロただし書きの要件に適合する場合にあつては当該販売等事業者が申請に係る建設機械を申請者から購入する契約書の写し
- 4 第一項第十号の書面のうち前条第二号の要件に適合する書面は災害協定書の写しとする。
- 5 型式認定を受けようとする者が認定申請を行う建設機械に関して他者から供給を受けている場合においては、第一項に規定する書面に加え、供給者による建設機械同一証明書（様式四）を提出しなければならない。

- 6 型式認定を受けようとする者が認定申請を行う建設機械に関して他者と共同で供給しようとしている場合においては、第一項に規定する書面に加え、建設機械共同供給証明書（様式五）を提出しなければならない。
- 7 型式認定を受けようとする者は、申請に係る建設機械の電費評価値の算定のための試験実施の日以降の日であって、その製作に係る当該建設機械と同一の型式に属する建設機械のいずれもが均一性のある電力消費量であることを確保することができると認める日（以下「認定適用日」という。）を定め、第一項第一号の認定申請書に記載しなければならない。
- 8 型式認定を受けることができる者は、型式認定を受けようとする建設機械の製作者又は販売者とする。

（認定の通知）

第六条 大臣官房参事官（イノベーション）は、第三条の規定により型式認定を行ったときは、当該型式認定を受けた者に対し、遅滞なくその旨を書面により通知（書面に代えて電磁的方法により通知を発することができる）するものとする。

（認定番号等の公表）

第七条 大臣官房参事官（イノベーション）は、型式認定をし、又は取り消したときは、当該型式認定された建設機械の製作等を業とする者の氏名又は名称並びに当該型式認定された建設機械の名称、型式、カタログ名、認定適用日及び認定番号を遅滞なく公表するものとする。

- 2 大臣官房参事官（イノベーション）は、第十一条第一項第四号に該当し型式認定を取り消したときは、その内容について公表するものとする。

（変更の申請及び届出）

第八条 型式認定を受けた者は、第五条第一項第二号から第五号又は第十号に掲げる書面の記載事項について変更しようとするときは、遅滞なく大臣官房参事官（イノベーション）の承認を受けなければならない。申請にあたっては、次の各号に掲げる書面を提出するものとする。

- 一 GX建設機械認定申請書に係る記載事項変更申請書（様式六の一）
- 二 当該変更箇所が分かる書面
- 三 既提出書面を更新（変更）した書面

- 2 第一項の承認を受けようとする者は、申請に係る建設機械の電費評価値の算定のための試験実施の日以降の日（以下「変更適用日」という。）を定め、第一項第一号の変更申請書に記載しなければならない。

- 3 型式認定を受けた者は、第五条第一項第一号、第六号から第九号、第十一号、同条第五項又は同条第六項に掲げる書面の記載事項について変更しようとするときは、遅滞なく大臣官房参事官（イノベーション）に届け出なければならない。届出にあたっては、次の各号に掲げる書面を提出するものとする。

- 一 GX建設機械認定申請書に係る記載事項変更届出書（様式六の二）
- 二 当該変更箇所が分かる書面
- 三 既提出書面を更新（変更）した書面

（廃止の届出）

第九条 型式認定を受けた者は、当該建設機械の製作がなされなくなったときは、その旨を記載したGX建設機械製作等廃止届出書（様式七）を、遅滞なく大臣官房参事官（イノベーション）に届け出なければならない。

（型式認定された建設機械の電費評価値測定資料等の提出）

第十条 大臣官房参事官（イノベーション）は、型式認定された建設機械について型式認定に係る規定を満たしていないと認めるときは、当該型式認定を受けた者に対し、型式認定に係る規定に関する詳細資料の提出及び説明を求めることができる。

(認定の取り消し)

第十一条 大臣官房参事官（イノベーション）は、次の各号のいずれかに該当する場合には、型式認定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 一 型式認定された建設機械が型式認定に係る規定を満たしていないと認められるとき。
- 二 型式認定された建設機械が均一性を有するものでなくなったと認められるとき。
- 三 第八条の規定による変更を申請しなければならない場合において、遅滞なく申請しなかったとき。
- 四 不正の手段により型式認定を受けたとき。
- 五 G X建設機械の製作等が中止された場合において、その時から相当期間が経過したとき。

(表示)

第十二条 型式認定を受けた者は、認定適用日以降に製造された当該建設機械について、様式八による表示を見やすい箇所に付することができる。

- 2 第二条に規定する電費評価値の基準値を定めた規程への移行までの間、前項中「認定適用日以降に製造された当該建設機械」とあるのは「当該建設機械」と読み替えるものとする。

(販売台数の報告)

第十三条 建設機械の型式認定を受けたものは、毎年度、当該認定建設機械の販売台数を当該年度終了後六十日以内に大臣官房参事官（イノベーション）に報告するものとする。

(点検整備方式の周知)

第十四条 第三条の規定による型式認定を受けようとする者は、当該認定建設機械の点検整備方式を使用者に対して周知するための措置を講じなければならない。

(普及の促進)

第十五条 大臣官房参事官（イノベーション）は、G X建設機械の普及の促進に関し、必要な措置を講ずるものとする。

附則（令和5年10月16日付国官参イ第87号）

(施行期日)

第一条 本規程は、令和5年10月17日から施行する。

附則（令和5年12月13日付国官参イ第116号）

(施行期日)

第一条 本規程は、令和5年12月13日から施行する

附則（令和6年3月21日付国官参イ第193号）

(施行期日)

第一条 本規程は、令和6年3月25日から施行する。

別表一 各地域管内

北海道地域	北海道
東北地域	青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県
関東地域	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県
北陸地域	新潟県、富山県、石川県
中部地域	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
近畿地域	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、福井県
中国地域	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四国地域	香川県、徳島県、愛媛県、高知県
九州地域	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
沖縄地域	沖縄県

1. 適用範囲

本要領は、標準バケット山積容量が2.4m³未満の電動ショベル、定格出力^{※1)}が40kW以上230kW未満の電動ホイールローダ及び最大吊り荷重が4.9ton以上150ton未満の電動ホイールクレーン^{※2)}における申請時の標準作業時電力消費量評価値の算定方法について規定する。

※1) 定格出力とは、実際に使用する出力範囲及び時間において連続して使用可能な機械的軸出力又は機械的出力をいう。

※2) 電動ホイールクレーンとは、電力消費量評価値の算定に係る試験方法に含まれていない走行についても電動化されているものに限る。

2. 電力消費量評価値の算定

電力消費量評価値の算定に係る試験方法は、(一社)日本建設機械施工協会規格 JCMAS H020「土工機械－エネルギー消費量試験方法－電動ショベル」(以下「JCMAS H020」という。)(平成26年3月25日制定によるものに限る。それ以後になされた改正に係わるものを含まない。)、(一社)日本建設機械施工協会規格 JCMAS H022「土工機械－エネルギー消費量試験方法－ホイールローダ」(以下「JCMAS H022」という。)(平成27年6月30日制定によるものに限る。それ以後になされた改正に係わるものを含まない。)及び(一社)日本建設機械施工協会規格 JCMAS H023「ラフテレーンクレーン作業エネルギー消費量試験方法」(以下「JCMAS H023」という。)(令和5年12月10日制定によるものに限る。それ以後になされた改正に係わるものを含まない。)によるほか、次に掲げる規定によるものとする。なお、JCMAS H022に記載されている「定格出力」は、本規程の定格出力の定義に置き換えて運用するものとする。

(1) 試験機械の選定

試験機械は、広く使われる仕様のものであり型式認定を受けようとする者が定めた型式、仕様及び装備とする。

(2) 試験機械の運転モード

複数の運転モードをそなえた機械については、最大の時間当たり作業量が得られる運転モードで試験するものとする。

(3) 試験機械の電費評価値算定

試験機械がバッテリー式の場合は試験機械に定められた充電装置による電費評価値を算出する。試験機械が有線式の場合は各々の電源仕様による電費評価値を算定する。試験機械がバッテリー式及び有線式併用の場合は、それぞれの方式による電費評価値を算定する。

(4) 試験機械の充電装置

試験機械の充電装置は、試験機械に組み込まれた充電装置を使用する。組み込まれた充電装置がない場合は、製造業者が推奨する最も標準的な充電装置を使用する。

(5) バッテリー式電動建設機械の試験方法

1) JCMASで規定されている試験項目の電力量の測定

JCMASに規定されている試験項目の蓄電池放電電力量を測定する。測定方法は、各種測定機器による他、代替法として、建設機械に装備された機器による測定データを用いることができる。

2) 充電器の充電効率 η 及び蓄電装置の充/放電効率(放電電力量/充電電力量) η_b の測定

(ア) 外部電源

外部電源は充電器の使用範囲を満足すること。

(イ) SOC 範囲

製造業者が推奨する最小SOC (State Of Charge) 値から最大SOC値までの電力量を対象とする。

(ウ) 測定手順

- ① 蓄電池を最小 SOC 値まで放電する。放電動作は任意とする。
- ② 蓄電池を最大 SOC 値まで充電する。
- ③ 蓄電池を最小 SOC 値まで放電する。放電動作は任意とする（ここに、JCMAS 試験項目を含めてもよい）。
- ④ 蓄電池を最大 SOC 値まで充電する。このとき、外部電源からの給電電力量及び蓄電池への充電電力量を測定することで、 η 及び η_b を算出することができる。

(6) 試験結果の提出

JCMAS H020、JCMAS H022又はJCMAS H023の試験結果記録表の提出にあたっては、上段部の空きスペースに、次の項目を記載すること。

- ① 充電装置の形式（内部充電装置・外部充電装置）の別
- ② 充電時の周囲温度（##℃）
- ③ 充電時の SOC 範囲に対する充電量（##kWh／##～##%）

また、右下余白に電力消費量評価値を記載し、試験実施担当者による内容チェックの上、右上余白に確認者名を記載してから提出すること。

3. 測定値及び計算値の末尾処理

- (1) 測定値及び計算値の末尾処理は行わないものとする。
- (2) 電力消費量評価値の記入に当たっての末尾処理は、JCMAS H020及びJCMAS H022によるものについては、小数第2位を四捨五入し、小数第1位までを記載し、JCMAS H023によるものについては、小数第3位を四捨五入し、小数第2位までを記載するものとする。

4. 試験機械の型式、仕様及び装備を記載した資料の提出

型式認定を受けようとする者は、試験結果の提出にあわせ、試験機械の型式、仕様及び装備を記載した資料（参考資料1、2又は3）を提出しなければならない。

5. 試験機械の型式及び装備の公表

大臣官房参事官（イノベーション）は、型式認定された試験機械の型式及び装備を公表するものとする。

別紙二 GX建設機械の同一型式判定要領

第1 GX建設機械の同一型式の範囲

次に掲げる申請を行う場合において同一の型式として処理できる範囲は、申請する建設機械の構造が、すでに型式認定を受けた建設機械の構造と比較して、その相違が機種毎に別表二、別表三又は別表四に掲げる「型式を区別する事項」のいずれにも該当しないときとする。

- 1 規程第五条による型式の申請
- 2 規程第八条による変更の承認に係る申請

別表二 電動ショベル

型式を区別する事項			例示
電動方式 ^{注1}			有線式／バッテリー式
定格出力 ^{注2} ／定格回転速度			油圧ポンプ用 ##. # kW(S##)/#### min ⁻¹ 走行用 ##. # kW(S##)/#### min ⁻¹
蓄電装置容量			####. # kWh
外部電源規格 ^{注3}			三相 AC####V (50Hz)/####V (60Hz)
蓄電装置の形式 ^{注4}			リチウムイオン
油圧システム、 主要油圧コンポー ネント	油圧ポンプ	型式又は仕様 ^{注5}	キケ GHI901-2
		形式 ^{注6}	可変容量ピストン式
		回転速度 ^{注7}	#### min ⁻¹
	制御弁	型式又は仕様 ^{注5}	スプール径 ##φ 多連弁
		設定圧 ^{注8}	##. # MPa

注1 有線式、バッテリー式、有線／バッテリー併用式等の別を記載する。

注2 油圧ポンプ用、ブーム用、アーム用、バケット用、旋回用、走行用などとして搭載している作業装置及び走行装置を駆動する電動アクチュエータの定格出力を記載する。定格出力は、実際に使用する出力範囲及び時間において連続して使用可能な機械的軸出力又は機械的出力とし、S1～S10の別を記載する。S1～S10とはJIS C 4034-1に規定される使用の形式を指す。なお、電動アクチュエータが電動モータの場合は定格回転速度も記載する。

注3 有線式以外については「－」を記載する。

注4 鉛、リチウムイオン等の別を記載する。蓄電装置を搭載していない場合は、「－」を記載する。

注5 型式名がない場合は主な仕様を記載する。

注6 可変容量、定容量等の別、ピストン、ベーン、ギヤ等の別を記載する。

注7 定格回転時のポンプ回転数を記載する。

注8 主リリーフ弁設定圧を記載する。

別表三 電動ホイールローダ

型式を区別する事項			例示	
電動方式 ^{注1}			有線式／バッテリー式	
定格出力 ^{注2} ／定格回転速度			油圧ポンプ用 ###. # kW(S##)/##### min ⁻¹ 走行用 ###. # kW(S##)/##### min ⁻¹	
蓄電装置容量			####. # kWh	
外部電源規格 ^{注3}			三相 AC####V (50Hz)/####V (60Hz)	
蓄電装置の形式 ^{注4}			リチウムイオン	
油圧システム、 主要油圧コンポーネン ト		油圧ポンプ	型式又は仕様 ^{注5}	キケ GHI901-2
			形式 ^{注6}	可変容量 ^レ ストン式
			回転速度 ^{注7}	##### min ⁻¹
		制御弁	型式又は仕様 ^{注5}	スプール径 ##φ 多連弁
			設定圧 ^{注8}	##. # MPa
伝動部分の 型式、形 式、仕様	機械式の 場合	変速装置	形式 ^{注9}	トルクフロー
			トルクコンバータ（又 は主クラッチ）形式	3要素1段1相式
			変速機形式	遊星歯車式(F3/R3)
		総減速比	F1/F2/F3	##. #/##. #/##. #
			R1/R2/R3	##. #/##. #/##. #
	油圧式 (HST) の場合	油圧ポンプ	型式又は仕様 ^{注5}	エカ DEF567-8
			形式 ^{注6}	可変容量 ^レ ストン式
			設定圧/回転速 度 ^{注10}	##. # MPa/##### min-1
		油圧モータ	型式又は仕様 ^{注5}	斜板###cc/rev
			形式 ^{注6}	可変容量 ^レ ストン式
		減速装置	終減速装置形式	平歯車1段、遊星歯車1段式
			総減速比	##. #

注1 有線式、バッテリー式、有線／バッテリー併用式等の別を記載する。

注2 油圧ポンプ用、走行用、アーム用、バケット用などとして搭載している作業装置及び走行装置を駆動する電動アクチュエータの定格出力を記載する。定格出力は、実際に使用する出力範囲及び時間において連続して使用可能な機械的軸出力又は機械的出力とし、S1～S10の別を記載する。S1～S10とはJIS C 4034-1に規定される使用の形式を指す。なお、電動アクチュエータが電動モータの場合は定格回転速度も記載する。

注3 有線式以外については「－」を記載する。

注4 鉛、リチウムイオン等の別を記載する。蓄電装置を搭載していない場合は、「－」を記載する。

注5 型式名がない場合は主な仕様を記載する。

注6 可変容量、定容量等の別、ピストン、ベーン、ギヤ等の別を記載する。

注7 定格回転時のポンプ回転数を記載する。

注8 主リリーフ弁設定圧を記載する。

注9 トルクコンバーシフト（パワーシフト又はトルクフロー）、ロックアップ機構・トルクデバイダ機構の有無、ダイレクトパワーシフト（ハイドロシフト）、ダイレクトドライブ等

注10 主リリーフ弁設定圧とエンジン定格回転時のポンプ回転数を記載する。

別表四 電動ホイールクレーン

型式を区別する事項			例示
電動方式 ^{注1}			有線式／バッテリー式
定格出力 ^{注2} ／定格回転速度			油圧ポンプ用 ##. # kW(S##)/#### min ⁻¹ 走行用 ##. # kW(S##)/#### min ⁻¹
作業時出力 ^{注3} ／定格回転速度			油圧ポンプ用 ##. # kW(S##)/#### min ⁻¹ ウインチ用 ##. # kW(S##)/#### min ⁻¹
蓄電装置容量			####. # kWh
外部電源規格 ^{注4}			三相 AC####V (50Hz) /####V (60Hz)
蓄電装置の形式 ^{注5}			リチウムイオン
油圧システム、 主要油圧コンポー ネント	油圧ポンプ	型式又は仕様 ^{注6}	キケ GHI901-2
		形式 ^{注7}	可変容量ピストン式
		回転速度 ^{注8}	##### min ⁻¹
	制御弁	型式又は仕様 ^{注6}	スプール径 ##φ 多連弁
		設定圧 ^{注9}	##. # MPa

注1 有線式、バッテリー式、有線／バッテリー併用式等の別を記載する。

注2 油圧ポンプ用、ウインチ用、ブーム伸縮用、ブーム起伏用、旋回用、走行用などとして搭載している作業装置及び走行装置を駆動する電動アクチュエータの定格出力を記載する。定格出力は、実際に使用する出力範囲及び時間において連続して使用可能な機械的軸出力又は機械的出力とし、S1～S10の別を記載する。S1～S10とはJIS C 4034-1に規定される使用の形式を指す。なお、電動アクチュエータが電動モータの場合は定格回転速度も記載する。

注3 電費試験時の作業時最大出力を記載する。

注4 有線式以外については「－」を記載する。

注5 鉛、リチウムイオン等の別を記載する。蓄電装置を搭載していない場合は、「－」を記載する。

注6 型式名がない場合は主な仕様（油圧ポンプ；吐出量、制御弁；スプール径）を記載する。

注7 可変容量、定容量等の別、ピストン、ベーン、ギヤ等の別を記載する。

注8 定格回転時のポンプ回転数を記載する。

注9 主リリーフ弁設定圧を記載する。

G X建設機械認定申請書

年 月 日

国土交通省

大臣官房参事官（イノベーション） 殿

氏名又は名称
(代表者の氏名)

住 所

G X建設機械の認定に関する規程第三条第一項に基づき、下記のとおりG X建設機械の認定を申請します。

記

1. 申請に係る建設機械の型式及び規格

規 格	建設機械の名称	
	型 式	
	同一の型式として処理できる範囲にある建設機械の呼称（カタログ名）	
	標準バケット山積容量（m ³ ）	
	最大吊り荷重（ton）	
	定格出力（kW/min ⁻¹ ）	/
	質 量（kg）	
	電力消費量評価値	

2. 認定適用日

3. 問い合わせ先（所属、担当者、電話番号、メールアドレス）

備考 (1) 日付は、本書面を提出した年月日とする。

(2) 建設機械の名称は、「電動ショベル」、「電動ホイールローダ」又は「電動ホイールクレーン」を記載すること。

(3) 「同一の型式として処理できる範囲にある建設機械の呼称（カタログ名）」欄には全ての呼称（カタログ名）を記載すること。

(4) 標準バケット山積容量は電動ショベル及び電動ホイールローダにおいてのみ記入し、その他においては「－」を記載すること。

(5) 最大吊り荷重は電動ホイールクレーンにおいてのみ記入し、その他においては「－」を記載すること。

(6) 電動アクチュエータの定格出力は、実際に使用する出力範囲及び時間において連続して使用可能な機械的軸出力又は機械的出力の値を記載すること。なお、電動アクチュエータが電動モータの場合は定格回転速度も記載すること。

(7) 質量は、各仕様における質量ではなく、電力消費量評価値算定要領に基づく試験機械における質量を記載すること。

(8) 電力消費量評価値の単位は、電動ショベルにおいては「kWh/標準動作」、電動ホイールローダにおいては「kWh/t」、電動ホイールクレーンにおいては「kW」として記載すること。

(9) 問い合わせ先については、提出物について責任を有する者の連絡先を記入すること。

様式二の一

エネルギー消費性能に関する諸元表（電動ショベル）

				申請機械（記載例）
建設機械の型式				BH200-8
同等エネルギー消費性能範囲を別に する諸元	電動方式 ^{注1}			有線式／バッテリー式
	定格出力 ^{注2} ／定格回転速度			油圧ポンプ用 ###. # kW(S##)/#### min ⁻¹ 走行用 ###. # kW(S##)/#### min ⁻¹
	蓄電装置容量			###. # kWh
	外部電源規格 ^{注3}			三相 AC###V(50Hz)/###V(60Hz)
	蓄電装置の形式 ^{注4}			リチウムイオン
	油圧システム、 主要油圧コン ポーネント	油圧ポンプ	型式又は仕様 ^{注5}	キタ GHI901-2
			形式 ^{注6}	可変容量ピストン式
			回転速度 ^{注7}	#### min ⁻¹
		制御弁	型式又は仕様 ^{注5}	スプール径 ##φ 多連弁
			設定圧 ^{注8}	##. # MPa

注1 有線式、バッテリー式、有線／バッテリー併用式等の別を記載する。

注2 油圧ポンプ用、ブーム用、アーム用、バケット用、旋回用、走行用などとして搭載している作業装置及び走行装置を駆動する電動アクチュエータの定格出力を記載する。定格出力は、実際に使用する出力範囲及び時間において連続して使用可能な機械的軸出力又は機械的出力とし、S1～S10の別を記載する。S1～S10とはJIS C 4034-1に規定される使用の形式を指す。なお、電動アクチュエータが電動モータの場合は定格回転速度も記載する。

注3 有線式以外については「－」を記載する。

注4 鉛、リチウムイオン等の別を記載する。蓄電装置を搭載していない場合は、「－」を記載する。

注5 型式名がない場合は主な仕様を記載する。

注6 可変容量、定容量等の別、ピストン、ベーン、ギヤ等の別を記載する。

注7 定格回転時のポンプ回転数を記載する。

注8 主リリーフ弁設定圧を記載する。

エネルギー消費性能に関する諸元表（電動ホイールローダ）

建設機械の型式				申請機械（記載例）	
BH200-8					
同等エネルギー消費性能範囲を別にする諸元	電動方式 ^{注1}			有線式／バッテリー式	
	定格出力 ^{注2} ／定格回転速度			油圧ポンプ用 ##. # kW(S##)/#### min ⁻¹ 走行用 ##. # kW(S##)/#### min ⁻¹	
	蓄電装置容量			####. # kWh	
	外部電源規格 ^{注3}			三相 AC####V (50Hz)/####V (60Hz)	
	蓄電装置の形式 ^{注4}			リチウムイオン	
	油圧システム、 主要油圧コンポーネント	油圧ポンプ	型式又は仕様 ^{注5}	キケ GHI901-2	
			形式 ^{注6}	可変容量ピストン式	
			回転速度 ^{注7}	##### min ⁻¹	
		制御弁	型式又は仕様 ^{注5}	スプール径 ##φ 多連弁	
			設定圧 ^{注8}	##. # MPa	
	伝動部分の型式、形式、仕様	機械式の場合	変速装置	形式 ^{注9}	トルクフロー
				トルコンバータ（又は主クラッチ）形式	3要素1段1相式
				変速機形式	遊星歯車式(F3/R3)
			総減速比	F1/F2/F3	##. #/##. #/##. #
				R1/R2/R3	##. #/##. #/##. #
		油圧式(HST)の場合	油圧ポンプ	型式又は仕様 ^{注5}	エカ DEF567-8
				形式 ^{注6}	可変容量ピストン式
				設定圧/回転速度 ^{注10}	##. # MPa/#### min ⁻¹
			油圧モータ	型式又は仕様 ^{注5}	斜板###cc/rev
				形式 ^{注6}	可変容量ピストン式
			減速装置	終減速装置形式	平歯車1段、遊星歯車1段式
				総減速比	##. #

注1 有線式、バッテリー式、有線／バッテリー併用式等の別を記載する。

注2 油圧ポンプ用、走行用、アーム用、バケット用などとして搭載している作業装置及び走行装置を駆動する電動アクチュエータの定格出力を記載する。定格出力は、実際に使用する出力範囲及び時間において連続して使用可能な機械的軸出力又は機械的出力とし、S1～S10の別を記載する。S1～S10とはJIS C 4034-1に規定される使用の形式を指す。なお、電動アクチュエータが電動モータの場合は定格回転速度も記載する。

注3 有線式以外については「－」を記載する。

注4 鉛、リチウムイオン等の別を記載する。蓄電装置を搭載していない場合は、「－」を記載する。

注5 型式名がない場合は主な仕様を記載する。

注6 可変容量、定容量等の別、ピストン、ベーン、ギヤ等の別を記載する。

注7 定格回転時のポンプ回転数を記載する。

注8 主リリーフ弁設定圧を記載する。

注9 トルクコンバーシフト（パワーシフト又はトルクフロー）、ロックアップ機構・トルクデバイダ機構の有無、ダイレクトパワーシフト（ハイドロシフト）、ダイレクトドライブ等

注10 主リリーフ弁設定圧とエンジン定格回転時のポンプ回転数を記載する。

様式二の三

エネルギー消費性能に関する諸元表（電動ホイールクレーン）

				申請機械（記載例）
建設機械の型式				BH200-8
同等エネルギー消費性能範囲を別に する諸元	電動方式 ^{注1}			有線式／バッテリー式
	定格出力 ^{注2} ／定格回転速度			油圧ポンプ用 ##. # kW(S##)/#### min ⁻¹ 走行用 ##. # kW(S##)/#### min ⁻¹
	作業時出力 ^{注3} ／定格回転速度			油圧ポンプ用 ##. # kW(S##)/#### min ⁻¹ ウインチ用 ##. # kW(S##)/#### min ⁻¹
	蓄電装置容量			####. # kWh
	外部電源規格 ^{注4}			三相 AC####V (50Hz)/####V (60Hz)
	蓄電装置の形式 ^{注5}			リチウムイオン
	油圧システム、 主要油圧コン ポーネント	油圧ポンプ	型式又は仕様 ^{注6}	キタ GHI901-2
			形式 ^{注7}	可変容量ピストン式
			回転速度 ^{注8}	##### min ⁻¹
		制御弁	型式又は仕様 ^{注6}	スプール径 ##φ 多連弁
			設定圧 ^{注9}	##. # MPa

注1 有線式、バッテリー式、有線／バッテリー併用式等の別を記載する。

注2 油圧ポンプ用、ウインチ用、ブーム伸縮用、ブーム起伏用、旋回用、走行用などとして搭載している作業装置及び走行装置を駆動する電動アクチュエータの定格出力を記載する。定格出力は、実際に使用する出力範囲及び時間において連続して使用可能な機械的軸出力又は機械的出力とし、S1～S10の別を記載する。S1～S10とはJIS C 4034-1に規定される使用の形式を指す。なお、電動アクチュエータが電動モータの場合は定格回転速度も記載する。

注3 電費試験時の作業時最大出力を記載する。

注4 有線式以外については「－」を記載する。

注5 鉛、リチウムイオン等の別を記載する。蓄電装置を搭載していない場合は、「－」を記載する。

注6 型式名がない場合は主な仕様（油圧ポンプ；吐出量、制御弁；スプール径）を記載する。

注7 可変容量、定容量等の別、ピストン、ベーン、ギヤ等の別を記載する。

注8 定格回転時のポンプ回転数を記載する。

注9 主リリーフ弁設定圧を記載する。

建設機械供給整備拠点表	
年 月 日	
国土交通省	
大臣官房参事官（イノベーション） 殿	
氏名又は名称 (代表者の氏名)	
住 所	
G X建設機械の認定に関する規程第四条第一号イに基づき、建設機械の供給又は整備のための拠点は以下の表に該当することを証明します。	
各地域管内	供給拠点又は整備拠点
北海道地域	拠点の所有者： 拠点の名称： 拠点の住所：
東北地域	拠点の所有者： 拠点の名称： 拠点の住所：
関東地域	拠点の所有者： 拠点の名称： 拠点の住所：
北陸地域	拠点の所有者： 拠点の名称： 拠点の住所：
中部地域	拠点の所有者： 拠点の名称： 拠点の住所：
近畿地域	拠点の所有者： 拠点の名称： 拠点の住所：
中国地域	拠点の所有者： 拠点の名称： 拠点の住所：
四国地域	拠点の所有者： 拠点の名称： 拠点の住所：
九州地域	拠点の所有者： 拠点の名称： 拠点の住所：
沖縄地域	拠点の所有者： 拠点の名称： 拠点の住所：

備考 (1) 日付は、本書面を提出した年月日とする。

登録教習機関に関する表

年 月 日

国土交通省

大臣官房参事官（イノベーション） 殿

氏名又は名称
(代表者の氏名)

住 所

G X建設機械の認定に関する規程第四条第一号ロに基づき、登録教習機関について下記の通り提出します。

記

登録教習機関の名称	
所有者名	
登録年月日	
登録番号	

備考 (1) 日付は、本書面を提出した年月日とする。

建設機械同一証明書

年 月 日

国土交通省

大臣官房参事官（イノベーション） 殿

氏名又は名称
(代表者の氏名)

住 所

G X建設機械の認定に関する規程第五条第五項に基づき、下記の建設機械は当社で製造し、△△
△△株式会社に供給していることを証明致します。

記

1. 当社における建設機械の名称及び型式

2. 供給先における建設機械の名称及び型式

備考 (1) 日付は、本書面を提出した年月日とする。

建設機械共同供給証明書

年 月 日

国土交通省

大臣官房参事官（イノベーション） 殿

氏名又は名称
(代表者の氏名)
住 所

氏名又は名称
(代表者の氏名)
住 所

氏名又は名称
(代表者の氏名)
住 所

G X建設機械の認定に関する規程第五条第六項に基づき、〇〇〇株式会社、△△△株式会社、□□株式会社の下記の建設機械は、共同で供給しようとするものであることを証明致します。

記

1. 〇〇〇株式会社における建設機械の名称及び型式

2. △△△株式会社における建設機械の名称及び型式

3. □□□株式会社における建設機械の名称及び型式

備考 (1) 日付は、本書面を提出した年月日とする。

G X建設機械認定申請書に係る記載事項変更申請書

年 月 日

国土交通省

大臣官房参事官（イノベーション） 殿

氏名又は名称
(代表者の氏名)

住 所

G X建設機械の認定に関する規程第八条第一項に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 申請に係る建設機械の名称及び型式
2. 認定番号
3. 変更事項および変更事由
4. 変更適用年月日
5. 問い合わせ先（所属、担当者、電話番号、メールアドレス）
6. その他必要な事項

備考 (1) 日付は、本書面を提出した年月日とする。

(2) 問い合わせ先については、提出物について責任を有する者の連絡先を記入すること。

G X建設機械認定申請書に係る記載事項変更届出書

年 月 日

国土交通省

大臣官房参事官（イノベーション） 殿

氏名又は名称
(代表者の氏名)

住 所

G X建設機械の認定に関する規程第八条第三項に基づき、下記のとおり届け出ます

記

1. 届出に係る建設機械の名称及び型式
2. 認定番号
3. 変更事項および変更事由
4. 変更事項が生じた年月日
5. 問い合わせ先（所属、担当者、電話番号、メールアドレス）
6. その他必要な事項

備考 (1) 日付は、本書面を提出した年月日とする。

(2) 問い合わせ先については、提出物について責任を有する者の連絡先を記入すること。

G X 建設機械製作等廃止届出書

年 月 日

国土交通省

大臣官房参事官（イノベーション） 殿

氏名又は名称
(代表者の氏名)

住 所

G X 建設機械の認定に関する規程第九条第一項に基づき、下記のとおり届け出ます。

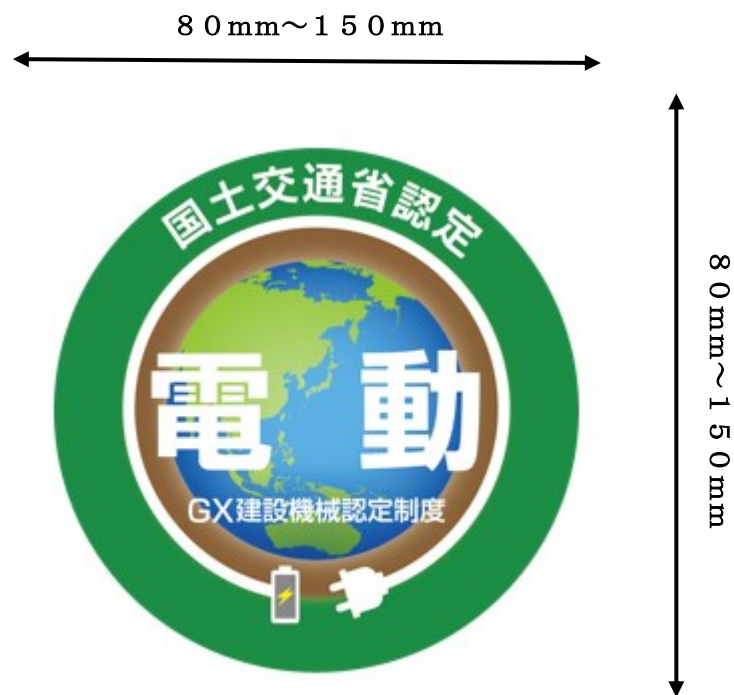
記

1. 申請に係る建設機械の名称及び型式（呼称(カタログ名)）
2. 認定番号
3. 認定日
4. 製作等廃止年月日
5. 問い合わせ先（所属、担当者、電話番号、メールアドレス）
6. その他必要な事項

備考 (1) 日付は、本書面を提出した年月日とする。

(2) 問い合わせ先については、提出物について責任を有する者の連絡先を記入すること。

様式八



参考資料 1

電力評価値測定機械の型式、仕様及び装備品一覧（電動ショベル）

仕 様		
諸 元		記載例
型式		ABC100-D
測定機械の呼称（カタログ名）		AAA100B-DL
測定機械の機械質量		##. #kg
駆動用電動アクチュエータの型式 ^{注1}		油圧ポンプ用 油圧 DEF67-8 走行用 サス JKL77-7
定格出力 ^{注2} ／定格回転速度		油圧ポンプ用 ##. # kW(S##)/#### min ⁻¹ 走行用 ##. # kW(S##)/#### min ⁻¹
油圧式又は一部油圧式を用いる場合	油圧ポンプ形式 ^{注3}	可変容量ピストン式
	旋回油圧モータ形式 ^{注3}	固定容量ピストン式
	走行油圧モータ形式 ^{注3}	可変容量ピストン式
電動式又は一部電動式を用いる場合	油圧ポンプ用電動アクチュエータ形式	三相交流同期形永久磁石式
	旋回用電動アクチュエータ形式	三相交流同期形永久磁石式
	走行用電動アクチュエータ形式	三相交流同期形永久磁石式
	シリンダ用電動アクチュエータ形式 ^{注4}	三相交流同期形永久磁石式
装 備 品		
バケット	作業機の形式 ^{注5}	標準バケット
	容量（山積）	（山積）#. #m3
	その他特別な装備 ^{注6}	強化型リンク
アーム	アームの形式 ^{注7}	標準アーム/#. # m
	その他特殊な装備 ^{注8}	へこみ防止プレート
ブーム	ブームの形式 ^{注9}	標準ブーム/#. # m
	その他特殊な装備 ^{注10}	クレーン兼用タイプ
上部旋回体	特殊な装備 ^{注11}	増量（0.4t）カウンタウエイト
キャブ等の特殊な装備 ^{注12}		キャブ、ROPS
足回りの種類 ^{注13}		湿地シュー／#### mm
強化・安全装備 ^{注14}		フルトラックガード
標準型・超小旋回形・後方小旋回形の区別		標準型
その他の装備品 ^{注15}		建機遠隔稼働管理システム
充電装置（別置形）	充電方式 ^{注16}	電流制御方式
	入力（相数/電圧）	3相/200V
	トランス容量（50/60Hz）	####/** KVA

注1 油圧ポンプ用、ブーム用、アーム用、バケット用、旋回用、走行用などとして搭載している作業装置及び走行装置を駆動する電動アクチュエータの型式を記載する。

注2 定格出力は、実際に使用する出力範囲及び時間において連続して使用可能な機械的軸出力又は機械的出力とし、S1～S10の別を記載する。S1～S10とはJIS C 4034-1に規定される使用の形式を指す。なお、電動アクチュエータが電動モータの場合は定格回転速度も記載する。

注3 可変容量、定容量等の別、ピストン、ベーン、ギヤ等の別を記載する。

注4 ブーム用、アーム用、バケット用などとして搭載している作業装置を駆動する電動アクチュエータの形式を記載する。

注5 標準バケット、岩用バケット、強化バケット等。

注6 強化型リンク等。

注7 標準アーム、強化アーム等。

注8 へこみ防止プレート、クレーン兼用タイプ、アタッチメント用配管付等。

注9 標準ブーム、強化ブーム、側溝掘ブーム、スイングブーム等。

注10 クレーン兼用タイプ、アタッチメント用配管付等。

注11 増量（ t）カウンタウエイト等。

注12 ROPS、OPG（フロントガード、トップガード）、キャノピ等。

注13 幅広シュー、湿地シュー、ゴムクローラ、パットシュー、ロングトラック、ワイドゲージ、ナローゲージ等。

注14 フルトラックガード、レボフレームデッキガード、レボフレーム強化アンダーカバー、キャブ強化ガード、後方カメラ等。

注15 建機遠隔稼働管理システム、マルチコントロール、マシンセキュリティシステム等。

注16 電流制御方式、自動準定電圧方式等の別を記載する。

※ 記載する事項が無い項目には、「－」を記載する。

参考資料 2

電力評価値測定機械の型式、仕様及び装備品一覧（電動ホイールローダ）

仕 様			
諸 元			記載例
型式			ABC100-D
測定機械の呼称（カタログ名）			AAA100B-DL
測定機械の機械質量			##. #kg
駆動用電動アクチュエータの型式 ^{注1}			油圧ポンプ用 エカ DEF67-8 走行用 サス JKL77-7
定格出力 ^{注2} ／定格回転速度			油圧ポンプ用 ##. # kW(S##)/#### min ⁻¹ 走行用 ##. # kW(S##)/#### min ⁻¹
作業機操作用の油圧システム、主要油圧コンポーネント		油圧ポンプ形式 ^{注3}	可変容量 ^レ ストン式
電動式又は一部電動式を用いる場合	油圧ポンプ用電動アクチュエータ形式		三相交流同期形永久磁石式
	走行用電動アクチュエータ形式		三相交流同期形永久磁石式
	シリンダ用電動アクチュエータ形式 ^{注4}		三相交流同期形永久磁石式
機械式又は一部機械式を用いる場合	変速装置	形式 ^{注5}	トルクフロー
		トルコンパ ^ワ ータ（又は主クラ ^{ッチ} ）形式	3 要素 1 段 1 相式
		変速機形式	常時かみあい式(F4/R4)
	終減速装置		遊星歯車 1 段式
油圧式（HST）の場合	油圧ポンプ形式 ^{注3}		可変容量 ^レ ストン式
	油圧モータ形式 ^{注3}		可変容量 ^レ ストン式
	終減速装置形式		遊星歯車 1 段式
装 備 品			
作業装置の形式	フロントリンク機構の種類		標準型
	バケット	形式 ^{注6}	標準バケット
		容量	3. 0m3
	その他特殊な装備等 ^{注7}		クイックカプラ
タイヤの種類 ^{注8}			標準タイヤ
キャブ等の特殊な装備 ^{注9}			キャブ、ROPS
強化・安全装備 ^{注10}			アンダーガード
その他の装備品 ^{注11}			建機遠隔稼働管理システム
充電装置（別置形）	充電方式 ^{注12}		電流制御方式
	入力（相数/電圧）		3相/200V
	トランス容量（50/60Hz）		####/*** KVA

注1 油圧ポンプ用、走行用、アーム用、バケット用などとして搭載している作業装置及び走行装置を駆動する電動アクチュエータの型式を記載する。

注2 定格出力は、実際に使用する出力範囲及び時間において連続して使用可能な機械的軸出力又は機械的出力とし、S1～S10の別を記載する。S1～S10とはJIS C 4034-1に規定される使用の形式を指す。なお、電動アクチュエータが電動モータの場合は定格回転速度も記載する。

注3 可変容量、定容量等の別、ピストン、ベーン、ギヤ等の別を記載する。

注4 アーム用、バケット用などとして搭載している作業装置を駆動する電動アクチュエータの形式を記載する。

注5 トルコンパ^ワシフト（パ^ワーシフト又はトルクフロー）、ロックアップ機構・トルクデバ^イダ機構の有無、ダイレクトパ^ワーシフト（ハイドロシフト）、ダイレクトドライブ等。

注6 標準バケット、ライトマテリアルバケット、マルチパ^ーバスバケット、ロックバケット等。

注7 クイックカプラ、反転エッジ、油圧装置（3バルブ、4バルブ）、ハイリフトアーム等。

注8 標準タイヤ、ワイドタイヤ、ロックタイヤ等。

注9 キャブ、ROPS、FOPS、キャノピ等。

注10 アンダーガード、リアフルフェンダー、セカンダリステアリング等。

注11 建機遠隔稼働管理システム、故障診断機能付モニタ、オートライドコントロールシステム、スピードセレクト、スロットルリミット、リミテッドスリップデフ、マシンセキュリティシステム、リモートグリース、増量（ kg）カウンタウエイト等。

注12 電流制御方式、自動準定電圧方式等の別を記載する。

※ 記載する事項が無い項目には、「－」を記載する。

参考資料 3

電力評価値測定機械の型式、仕様及び装備品一覧（電動ホイールクレーン）

仕 様		
諸 元		記載例
型式		ABC100-D
測定機械の呼称（カタログ名）		AAA100B-DL
測定機械の機械質量		##. #kg
駆動用電動アクチュエータの型式 ^{注1}		油圧ポンプ用 モータ DEF67-8 走行用 サシ JKL77-7
定格出力 ^{注2} ／定格回転速度		油圧ポンプ用 ##. # kW(S##)/#### min ⁻¹ 走行用 ##. # kW(S##)/#### min ⁻¹
作業時出力 ^{注3} ／定格回転速度		油圧ポンプ用 ##. # kW(S##)/#### min ⁻¹ ウインチ用 ##. # kW(S##)/#### min ⁻¹
油圧式又は一部油圧式を用いる場合	油圧ポンプ形式 ^{注4}	可変容量ピストン式
	旋回油圧モータ形式 ^{注4}	固定容量ピストン式
	主巻上げ油圧モータ形式 ^{注4}	可変容量ピストン式
電動式又は一部電動式を用いる場合	油圧ポンプ用電動アクチュエータ形式	三相交流同期形永久磁石式
	旋回用電動アクチュエータ形式	三相交流同期形永久磁石式
	主巻上げ電動アクチュエータ形式	三相交流同期形永久磁石式
	走行用電動アクチュエータ形式	三相交流同期形永久磁石式
	シリンダ用電動アクチュエータ形式 ^{注5}	三相交流同期形永久磁石式
装備品		
ブーム	ブームの形式 ^{注6}	箱型 4 段油圧伸縮式
	ブーム長さ	9. 3 5 ～ 3 0. 5 m
ジブ	ジブの形式 ^{注7}	箱型 2 段油圧起伏伸縮式
	ジブ長さ ^{注8}	8. 0 ・ 1 3. 0 m
キャリア	走行の形式 ^{注9}	電動機
	走行軸数 ^{注10}	2 軸
アウトリガ	アウトリガの形式 ^{注11}	X 型油圧式
主巻き／補巻きフック ^{注12}		2 5 t／4. 9 t
安全装備 ^{注13}		バックモニター
その他の装備品 ^{注14}		建機遠隔稼働管理システム
充電装置（別置形）	充電方式 ^{注15}	電流制御方式
	入力（相数/電圧）	3相/200V
	トランス容量（50/60Hz）	####/** KVA

注1 油圧ポンプ用、ウインチ用、ブーム伸縮用、ブーム起伏用、旋回用、走行用などとして搭載している作業装置及び走行装置を駆動する電動アクチュエータの型式を記載する。

注2 定格出力は、実際に使用する出力範囲及び時間において連続して使用可能な機械的軸出力又は機械的出力とし、S1～S10の別を記載する。S1～S10とはJIS C 4034-1に規定される使用の形式を指す。なお、電動アクチュエータが電動モータの場合は定格回転速度も記載する。

注3 電費試験時の作業時最大出力を記載する。

注4 可変容量、定容量等の別、ピストン、バーン、ギヤ等の別を記載する。

注5 ブーム伸縮用、ブーム起伏用などとして搭載している作業装置を駆動する電動アクチュエータの形式を記載する。

注6 箱型 4 段油圧起伏伸縮式、箱型 3 段油圧起伏ローブ伸縮式等。

注7 箱型 2 段油圧起伏伸縮式、箱形 3 段油圧伸縮式、ラチス式等。

注8 8 ・ 1 3 m、8 ～ 1 3 m。

注9 電動機、トルクコンバータ、HST等。

注10 2 軸、3 軸、4 軸等。

注11 X型油圧式、H型油圧式

注12 4. 9 t、1 3 t、2 0 t、2 5 t、3 5 t、5 0 t、7 0 tフック等。

注13 バックモニター等。

注14 建機遠隔稼働管理システム等。

注15 電流制御方式、自動準定電圧方式等の別を記載する。

※ 記載する事項がない項目には、「－」を記載する。